

後期高齢者医療被保険者に対する はり、きゅう施術費の助成は、 1日1回、1ヶ月に5回までです。

被保険者の健康の保持増進のため、広域連合が指定した施術師から受ける「はり」、「きゅう」について、施術費の一部を助成していますが、下記の事項に十分注意して、適正なご利用をお願いいたします。

対象者	長崎県後期高齢者医療の被保険者
対象施術	広域連合が指定する施術師が行う はり、きゅう 〔保険診療による施術（医師が必要と認めた施術） の施術と同じ日に同じ施術所で受けた施術〕は、助成の対象外です。
助成内容	施術1回につき700円の助成 助成の対象となる施術は、一人につき 1日1回 とし、 1か月に5回 を超えられません※
助成の受け方	被保険者証を提示して施術を受けることで、施術費の一部が助成されます。（なお、施術確認のため被保険者氏名の記載が必要です。）

複数の施術所で施術を受けることで回数制限を超えた場合、その**超過分は被保険者の方から返還**していただく場合があります。

（例）被保険者 A さんが、令和3年4月に 施術所で4回、◇◇施術所で3回の施術を受けた場合、1か月で計7回となり、2回の**回数超過**となります。

【お問い合わせ先】長崎県後期高齢者医療広域連合 事業課 電話095-816-3930